

之といふとも、自今以後は肝煎方迄書付可出之。但、肝煎手前之儀申上においては、町奉行迄書付可出之。町奉行手前之事訴においては、大目付迄書付可出之。右之役人差置、直に訴狀等上においては、不及理非急度可被行曲旨、所被仰出也。

寛文十年戊八月廿八日

一三 切支丹・刀脇指及髮髻之儀 御定

- 一、吉利支丹宗門之儀、此跡より如被仰出、是以後彌相改、不審成宗旨之ものは、急度可申上事。
 - 一、上下共刀、柄・鞘かけて三尺五寸、脇指二尺五寸より長をさし申間敷候。附り、朱鞘・かいらぎ鞘・大鰐・角鰐、其外かぶきたる拵仕間敷事。
 - 一、大撫付・大すりさげ・下ひげ・ほうひげ御停止之事。
- 亥正月朔日

一四 江戸に鐵炮遣候儀觸

一、江戸に鐵炮遣候事、自先規公儀御制禁候。若江戸衆より町方に被誂候者、其様子承届、寄合中に被申斷可被受指圖。密々に而鐵炮海陸共於違者、急度可被行曲旨候。此趣可守之由被仰出候條、町中に可被相觸候。以上。

戊八月晦日

一五 町奉行心得等御條目

- 一、町奉行たるものは、廉直をいたすべし。若以愚戻善惡を混ぜば、甚以可爲越度事。
 - 附、定之外賄賂を受べからず。都而以私之利潤不可致親疎事。
 - 一、與力・同心之者共、是又定之外微少之物たりといふとも、一切受用すべからず。萬事最良を存ぜず、順路に沙汰致すべき事。
 - 一、支配之待共、不覺悟之族有之ば、嚴密に異見を加べし。兩三度におよび制止之といへども、於無承引は可致旨上之。令猶豫者可爲越度事。
- 附、此輩之内今春及類燒者、諸組頭に相合紙面之趣、同

じく承知いたすべき事。

一、諸町人聊不奢やうに、常々可加制詞、尤對率公人不可致緩怠事。

一、同無免許もの、全く乘輿すべからず。歳六拾以上并病人者、兩奉行聞届、籠乗物可許之事。

一、町並之屋作りは、身代相應に家作いたすべし。裏屋・座敷以下は身代宜ものたりとも、父母・妻子等以足指置之限とすべし。更以結構を成べからず。但、旅人之宿致すものは各別たるべし。是又無益之美麗停止たるべき事。

附、家作をいとなむ者有之時は、足輕等指遣し可見届之。若過分之族は、急度可致旨上事。

一、町人等侍と合躰せしめ、不可賣買事。

一、先年より停止之條々、彌以可令堅守之。若令違犯者召預之、すみやかに可致旨上、於油斷は可爲越度事。

一、諸率人其外他國之商人等、みだりに宿を貸べからず。宜守先規之旨、且兩奉行に違之、可受差圖。是又違背之族は可爲曲旨事。

附、旅人一宿之儀は各別也。但、有不審之族は即刻兩率

行迄可及斷事。

一、生類をあはれむ事、公儀より被仰出之通堅相守べし。萬一不仁之族者可爲罪科事。

附、捨子を致すべからず。若貧窮にして難途養育者は、親類又は組之者に相斷可致相談事。

一、忠孝之儀とりわけ被仰出之上は、猶更心懸之、不可有非道之振廻。專立此志、行跡掲焉たるものは、可致旨上之事。右條々可令承知之。此條萬治二年所定尤詳也。因而略之。可並守之者也。

午六月廿六日

一六 銀座御定

定

- 一、金銀之位入念相改之、封を附可申事。
- 一、丁銀・大豆板銀等のおれ丁銀は可指除之。古銀は無櫛包申べき事。
- 一、丁銀之封以白紙糊付にいたし、銀百目を眼包申べき事。
- 一、封かけ込之儀、五拾目以上は二分、五拾目以下は一分